

自動販売機設置に係るコンペティション参加説明書

1 設置概要

(1) 設置販売機の種類

清涼飲料水自動販売機

(2) 設置場所及び設置台数等

設置施設	方式	台数	設置場所	設置可能寸法	設置希望形式
米子市夜見町 3001-8 鳥取県立産業 人材育成セン ター米子校	缶・ペッ トボトル	2台	1階 渡廊下	幅 120cm 奥行き 85cm 高さ 190cm	・省電力に配慮したもの ・不必要的音や光を発生させ ないもの ・ユニバーサルデザインに配 慮したもの ・災害時の対応ができるもの ・その他

(3) 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

※令和8年4月1日の設置が移転作業等やむを得ない事情によりこの日に設置が困難な場合は、事前に当校に申し出て了解をとることとし、この場合であっても、契約期間開始日は令和8年4月1日付けとする。

2 自動販売機設置に伴う必要経費

(1) 行政財産使用料

鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）に定める使用料

（参考：令和7年度行政財産使用料の年額9,960円／台、m²）

(2) 電気使用料

鳥取県立産業人材育成センター米子校（以下「米子校」という。）の算出する電気料金（子メータにより計量した自動販売機の使用電力量の実績に電気単価を乗じた額）

3 コンペティションの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人等（個人経営者も含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

(3) 本件公告日までの過去1年間に食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。

(4) 法人事業税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

(5) 鳥取県西部に本店、支店又は営業所を有していること（個人経営の場合、県西部に居住している者）

4 提出書類

(1) 提案書（様式第1号）

複数台を希望する場合、1台ごとに作成すること。

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 登記簿謄本又は身分証明書の写し

法人の場合は登記簿謄本、個人事業者の場合は市町村の発行する身分証明書の写しを提出すること。

(4) 納税証明書

国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税（鳥取県における県税）

(5) その他

設置自動販売機のパンフレット等、機材の概要がわかる資料

5 提案書等の提出方法

(1) 提出期間及び方法

持参又は郵送（簡易書留）により令和8年1月19日（月）から令和8年2月19日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日を除く。）に米子校へ提出する。持参は、期限までの日の午前9時から午後5時までに、郵送の場合は令和8年2月19日（木）午後5時必着とする。

(2) 提出場所

〒683-0851 米子市夜見町3001-8 鳥取県立産業人材育成センター米子校 総務担当
(電話 0859-24-0371 フaxシミリ 0859-24-4094)

6 提出上の留意点

(1) 提出期限後に提出された書類は受理しない。

(2) 質問がある場合は、令和8年1月26日（月）午後5時までに、米子校へ文書で提出すること（様式任意）。電子メールでも受け付ける。電子メールの際は、メールのタイトルに「自動販売機設置に係る質問書」と記載すること。

電子メールアドレス sangyoujinzai-yonago@pref.tottori.lg.jp

(3) 質問に対する回答は、令和8年1月30日（金）までにインターネットの米子校ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinseyonago/>）に掲載する。

7 審査及び審査結果の通知

提出された提案書ごとに米子校の職員で構成する審査委員会において審査し、評点を付して、得点の高い順に所定の台数に応じた数の者を自動販売機設置業者とし、その提案の内容をもつて契約を締結する。

なお、審査結果は令和8年3月5日（木）までに文書で提案者全員に通知する。

8 主な審査基準

(1) 自動販売機の機能（省電力、静肃性、サイズ、ユニバーサルデザイン、災害時対応）

(2) 販売品の内容（品揃え、種類、金額）

(3) 業務対応体制（通常業務及び緊急時の対応体制）

(4) 業者の信頼性

9 契約の締結

7の審査により契約を締結することとなった者は、別添様式第3号により契約を締結するのでその内容を熟知しておくこと。

なお、本契約に伴う契約保証金は免除する。

10 問合せ先

鳥取県立産業人材育成センター米子校 総務担当
(電話 0859-24-0371 ファクシミリ 0859-24-4094)

11 その他

- (1) 今回設置する自動販売機は設置者において直接管理することとし、苦情、釣銭切れ等に迅速かつ適正に対応すること。
- (2) 自動販売機設置に伴う空き缶等のゴミは設置業者で回収、処分すること。併せて、空き缶等のゴミ入れが汚れていた場合は、衛生面に配慮し速やかに清掃すること。
- (3) 販売する清涼飲料水については需要に応じた対応を行い、内容を変更する場合は、米子校の承認を受けること。
- (4) 設置した自動販売機により米子校又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償すること。
- (5) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の関係法令を遵守すること。
- (6) 提案書等提出書類は、本コンペティションのみに使用するものであり、他の目的に使用することはない。
- (7) 提案書等提出書類の返却は行わない。
- (8) 書類提出後の追加、修正は受け付けない。
- (9) 提案書等提出書類の作成・印刷等に係る費用は参加者の負担とする。
- (10) 選定結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (11) 契約の相手方（以下「設置業者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に学校が契約を解除するときは、設置業者は違約金として使用料の 10 分の 1 に相当する金額を学校に支払わなければならぬ。

また、設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うもので
あると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。